

令和5年5月31日

大型重機墜落による停電事故に関するお詫びとお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

2021年7月16日午前7時30分頃、大阪市中央区島之内二丁目11-18「RC8F解体工事」で、大型重機が3階より墜落して、近くの高圧電線を切断して島之内2丁目全域が数時間もの間、停電となりました。

ご近隣の皆様に、多大な損害とご迷惑、ご心配をおかけしたことと、謝罪が大変遅くなりましたことを、深くお詫び申し上げます。

本件事故の概要と責任所在及び今後のご対応について、下記のとおりご報告いたします。

記

1. 事実の概要

- ① 当社は、施主である発注者の株式会社 OAK 彌榮 代表取締役 柏木良夫 謄本住所：大阪市港区磯路一丁目4番4号（以下、「施主 OAK 彌榮」という。）と、足場工事などの仮設工事とビルの各部屋の内装の解体撤去工事と残りのコンクリート躯体解体用の大型重機などの設備機械を準備して貸し出すまでの契約を締結しました。
- ② また、合同会社クリンクリンナラ 代表社員 吉田晟二 謄本住所：大阪市中央区島之内2-15-26-405（以下、「クリン社」という。）は、施主 OAK 彌榮と、残りのコンクリート躯体の解体工事と解体した廃材のコンクリートガラの撤去

処分をする契約を締結しました。

- ③ クリン社が運転する大型油圧ショベルが3階より墜落して、高圧電線を切断する事故を惹き起こしてしまいました。

- ④ 停電した複数の場所で機械設備の故障などの被害が発生したことを確認しました。

このようなことから、関西電力送配電株式会社と停電した範囲の被害の特定を協議した結果、停電した被害区域は、大阪府中央区島之内二丁目までとしました。

つまり、結論として、島之内二丁目全域で一部損害が発生したと看做しました。

- ⑤ 2021年7月16日の事故より、20カ月を超えてもなお解決できていない為、大型重機墜落による停電事故に関するお詫びと補償について当社より報告することに至りました。

2. 補償内容（当社と施主 OAK 彌榮との契約内容）について

当社は、施主 OAK 彌榮との契約で、万が一に、当社が貸し出した機械設備で事故をして、被害者様への補償の解決が、20カ月以上の長期に及んだ場合は、一部損害も損害のすべてを全部損害として、施主 OAK 彌榮が当社に違約金を支払う契約をしております。

また、当社が貸し出した機械設備が原因で立退きの理由ができた立退料分も当社は違約金の一部とすることについても施主 OAK 彌榮と契約しております。

当社が被害者様の補償への違約金として、施主 OAK 彌榮に請求する金額は、被害者様の所有する建物の謄本上に登記された延べ坪に対して、解体費用金300万円／坪、新築建築費用金500万円／坪、合計金800万円／坪を乗じた金額です。

また、立退料の補償への違約金は、個人法人一律に金2,000万円です。

※本件事故との因果関係の証明は必要です。

3. 現在の補償の交渉の進捗状況と今後の経過の報告の方法について

●現在の補償の交渉の進捗状況

本件事故に関することで、大阪地方裁判所第3民事部合議3係で、久野産業株式会社様と東京海上日動火災保険株式会社と裁判中です。大阪地方裁判所第15民事部7B係で、株式会社リンク様と東京海上日動火災保険株式会社と裁判中です。

今後、合議によって双方の審理を進める予定です。

●今後の予想

当社が施主 OAK 彌榮に、被害者様の補償への違約金として請求する金額は、事故を惹き起こした、クリン社に施主 OAK 彌榮が再請求すると予想します。また、施主 OAK 彌榮より請求されたクリン社は、東京海上日動火災保険株式会社に再々請求することになると予想します。

東京海上日動火災保険株式会社は、保険金を支払わない、支払わないようにする管理システムをしているため、被害者様におかれましては、何卒これらの諸事情をご賢察いただき、被害者様への保険金支払いまでの交渉に時間がかかることのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

●経過の報告の方法（電子公告）

訴状記録を下記のホームページ上で公開をして経過の報告と代えさせていただきます。

<https://yutaka-my.jp/>

以上

今般、このような事故が発生してしまい、誠に申し訳ございませんでした。改めて、皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けしたこと、謝罪が大変遅くなりましたことを重ねてお詫び申し上げます。

敬具

株式会社 豊

代表取締役社長 三村 勝美

担 当：吉田 晟二（090-2770-2346）

受付ファックス番号：0743-63-4732